

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

<令和4年の報告・勧告のポイント>

○民間給与との較差を埋めるため、初任給及び若年層の給料月額を0.21%引上げ

○ボーナスを0.1月分引き上げ、勤勉手当に配分

ア 民間給与と職員給与との比較に基づく給与改定等

(7) 月例給

職員（行政職給料表適用職員）と民間従業員について、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の本年4月分の給与を比較（ラスパイレス比較）

本年4月の民間給与(A)	本年4月の職員給与(B)	較差(A-B)
368,091円	367,307円	784円(0.21%)

(イ) 特別給（ボーナス）

昨年8月から本年7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給（ボーナス）の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給割合を比較

民間の年間支給割合(A)	職員の年間支給割合(B)	差(A-B)
4.40月分	4.30月分	0.10月分

(2) 令和4年4月の民間給与との較差等に基づく給与の改定

ア 給与改定の考え方

給与の改定は、職員給与を4月分の民間給与と均衡させることを基本として実施

イ 月例給の改定 <勧告>

(7) 給料表の改定

a 行政職給料表

国家公務員の行政職俸給表（一）に準じて初任給（院卒・大卒+3,000円、高卒+4,000円）及び若年層の給料月額を引上げ

b 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表との均衡を基本に引上げ

(イ) 実施時期

令和4年4月1日

改定を行った場合の職員の平均給与（行政職給料表）

改定前	改定額	改定後
367,307円	769円*	368,076円

\* 給料表の改定に伴う手当額の改定分を含む。

参考（行政職給料表）  
職員数 3,803人  
平均年齢 42.4歳  
平均勤続年数 18.0年

(3) 特別給（ボーナス）の改定 <勧告>

ア 改定の内容

民間の特別給の支給割合に見合うよう0.1月分引き上げ、勤勉手当に配分（4.30月分→4.40月分）

支給割合（一般の職員の場合）

特別給		6月期	12月期	計
令和4年度	期末手当	1.20月（支給済み）	1.20月（改定なし）	2.40月（改定なし）
	勤勉手当	0.95月（支給済み）	1.05月（現行0.95月）	2.00月（現行1.9月）
	計	2.15月（支給済み）	2.25月（現行2.15月）	4.40月（現行4.30月）
令和5年度以降	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月
	勤勉手当	1.00月	1.00月	2.00月
	計	2.20月	2.20月	4.40月

イ 実施時期

勧告を実施するための条例の公布日

(4) 公務運営の改善

ア 人材の確保及び育成

- 職員採用I種試験の受験者数は近年、減少傾向が続いているため、和歌山県職員の仕事の魅力や

りがいについて情報発信の強化を図るとともに、効果的な採用試験の実施方法について検討

- ・ 採用後の人材育成については、管理職が職員のキャリア形成を支援する取組を組織として定着させるとともに、若手職員の早期退職を防止するため、働き方改革の推進に取り組むことが必要
- ・ 障害者雇用については、教育委員会において法定雇用率未達成。今後も、計画的な採用を積極的に推進するとともに、採用後の定着に向け、障害者活躍推進計画に基づく取組を推進していくことが必要

#### イ 女性職員の活躍推進

- ・ 管理職の女性割合は上昇しているものの、特定事業主行動計画の目標達成を確実なものとするために、男女ともに仕事と家庭生活を両立できる職場環境の整備等が必要

#### ウ 能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 人事評価を活用した人材育成に資するよう、管理職の評価・育成能力の向上に努めることが必要

#### エ 定年引上げへの対応

- ・ 定年引上げ期間中の職員採用計画や高齢期の職員が担う職務の整備について検討を進めるとともに、職員への適切な情報提供・意思確認を早急に実施することが必要

#### オ 勤務環境の整備

##### (7) 長時間労働の是正等

##### a 超過勤務の縮減

- ・ 過去5年間の超過勤務の傾向をみると、知事部局において増加傾向。本年4月に和歌山県庁DX推進本部が立ち上がったことから、今後DXによる事務の効率化が一層進むことを期待。業務の見直しや平準化に努めてもなお恒常的に長時間の超過勤務を命じることが避けられない場合は、業務量に応じた適正な人員を確保することが必要
- ・ 客観的な記録を基礎とした勤務時間管理の導入について検討することが必要。人事委員会規則で定める上限を超えて超過勤務を命じた場合には、その要因の分析結果を踏まえたより実効性のある対策を確実に実施
- ・ 本委員会においても、超過勤務の実態などを把握する調査を行い、対応を検討

##### b 教育職員の働き方改革の推進

- ・ 県立学校における時間外の在校等時間の上限を超える教育職員の割合は依然として高い状況にあるため、教育委員会が定める方針等に沿って、長時間労働の是正について具体的な成果を出すことが必要
- ・ 1年単位の変形労働時間制については、休日を集中して確保することができる一方で、勤務時間が増える可能性を懸念する声などもあり、本県において検討する場合には、学校における働き方改革を実質的に推進するものとなるよう、留意することが必要

##### c 年次有給休暇の取得促進等

- ・ 職員一人当たりの年次有給休暇取得日数は増加したが、知事部局と教育委員会では特定事業主行動計画の目標に達していないため、管理職による休暇を取得しやすい職場環境づくりなどの働きかけが重要であり、計画的・連続的取得の促進に引き続き取り組むことが必要

##### (4) 柔軟な働き方の推進

- ・ テレワークの更なる導入・定着やフレックスタイム制の研究を更に進めるとともに、業務プロセスの変革やDXの推進など働き方そのものの見直しについても研究し、柔軟な働き方の取組を推進していくことが必要

##### (5) 仕事と家庭の両立支援の推進

- ・ 仕事と家庭の両立支援の制度が職員に定着し、幅広く安心して利用されるよう、周知徹底により更なる意識啓発を図るとともに、職場におけるサポート体制を整えていくことが必要

##### (6) 心の健康づくりの推進

- ・ 県立学校におけるストレスチェックの受検率が低調な状況。知事部局及び教育委員会においては、ストレスチェックの受検率をより一層高め、警察本部においては受検率を堅持するとともに、その結果をメンタルヘルス不調の早期発見や職場の環境改善に活用していくことが必要
- ・ 心の疾病の未然防止、早期発見・対処、円滑な職場復帰への支援、再発防止など計画的・継続的な対策の充実に一層努めることが必要

##### (7) ハラスメントの防止対策

- ・ ハラスメント防止に関する指針に基づき、ハラスメント防止のための研修の充実や相談窓口の周知など、実効性のある取組を強力に推進していくことが必要

カ 会計年度任用職員

- 本県では国の通知等に基づき、適切に運用
- 国の非常勤職員との権衡や常勤職員との均衡を考慮し、国や他の都道府県の動向も踏まえながら、引き続き、適切に運用していくことが必要

キ 服務規律の確保

- より実効性の高い方策を常に模索しながら総力を挙げて再発防止策の徹底に努めることが必要
- 職員一人ひとりが県民全体の奉仕者としての強い自覚の下で真摯に職務に精励し、自らの責任を果たしていくことが重要であることに鑑み、あらゆる機会を捉えて職員の倫理観・使命感の涵養に努めることが必要

(5) 報告資料

ア 職員の給与（令和4年4月1日現在）

(ア) 職員の給料表別、任命権者別職員数

給料表	区分	職員数			知事	県議会議長	代表監査委員	教育委員会			人事委員会	警察本部長									
		令和3年4月	増減	人				本庁等	県立学校	市町村立小・中学校											
全		14,253	人	14,245	人	8	3,487	人	27	人	13	307	人	2,621	人	5,280	人	12	人	2,506	人
行政職		3,803		3,848		△ 45	2,996		27		13	261		182		-		12		312	
研究職		218		217		1	171		-		-	26		-		-	-	-		21	
医療職(1)		30		29		1	30		-		-	-		-		-	-	-		-	
医療職(2)		92		92		-	91		-		-	-		1		-	-	-		-	
医療職(3)		199		203		△ 4	199		-		-	-		-		-	-	-		-	
学校栄養職員		19		19		-	-		-		-	-		-		-	19		-	-	
学校事務職員		289		284		5	-		-		-	-		-		289		-	-	-	
計		4,650		4,692		△ 42	3,487		27		13	287		183		308		12		333	
高等学校等教育職員		2,384		2,412		△ 28	-		-		-	-		2,384		-		-		-	
県立中学校教育職員		54		53		1	-		-		-	-		54		-		-		-	
市町村立小・中学校等教育職員		4,992		4,916		76	-		-		-	20		-		4,972		-		-	
計		7,430		7,381		49	-		-		-	20		2,438		4,972		-		-	
警察官		2,173		2,172		1	-		-		-	-		-		-		-		-	

(注) 任用職員、任期付職員、育児短時間勤務職員及び再任用職員については、本表には含まれていない。  
(以下、(エ)までについて同じ。)

(イ) 職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

区分		適用人員	平均年齢	平均勤続年数
給料表		人	歳	年
	全	14,253	40.8	16.3
一般職員	行政職	3,803	42.4	18.0
	研究職	218	42.5	16.0
	医療職(1)	30	41.6	8.7
	医療職(2)	92	41.9	15.4
	医療職(3)	199	44.8	16.9
	学校栄養職員	19	39.8	15.5
	学校事務職員	289	39.4	19.6
	計	4,650	42.3	17.9
教育職員	高等学校等教育職員	2,384	43.4	18.3
	県立中学校教育職員	54	38.8	13.8
	市町村立小・中学校等教育職員	4,992	39.2	14.2
	計	7,430	40.6	15.5
	警察官	2,173	38.2	15.8
令和3年4月 全		14,245	40.9	16.5

(ウ) 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比		
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性	
	%	%	%	%	%	%	%	
全	100.0	81.5	6.2	12.2	0.1	60.3	39.7	
一般職員	行政職	100.0	77.3	7.4	15.1	0.2	72.7	27.3
	研究職	100.0	96.8	1.8	1.4	-	77.5	22.5
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	73.3	26.7
	医療職(2)	100.0	80.4	19.6	-	-	53.3	46.7
	医療職(3)	100.0	43.2	47.7	9.0	-	35.2	64.8
	学校栄養職員	100.0	63.2	36.8	-	-	5.3	94.7
	学校事務職員	100.0	0.7	33.2	66.1	-	41.5	58.5
	計	100.0	72.1	10.8	16.9	0.2	68.8	31.2
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	96.8	3.1	0.2	-	52.5	47.5
	県立中学校教育職員	100.0	98.1	1.9	-	-	51.9	48.1
	市町村立小・中学校等教育職員	100.0	94.0	6.0	-	-	44.0	56.0
	計	100.0	94.9	5.0	0.1	-	46.8	53.2
警察官	100.0	55.5	0.6	43.8	0.0	88.8	11.2	
令和3年4月 全	100.0	81.1	6.4	12.4	0.1	60.7	39.3	

(注) 1 数値の表示単位未満は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合もある。  
 2 表中0.0%となっている箇所は、該当者が僅少であり、表示単位未満を四捨五入した結果、ゼロ表示となったものである。

## (工) 職員の給料表別平均給与月額

区分 給料表		給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・ 管理職手当等	合計
		円	円	円	円	円	円
全		341,642	9,272	12,863	363,777	12,900	376,677
一般職員	行政職	326,836	9,994	15,879	352,709	14,598	367,307
	研究職	347,480	11,131	13,583	372,194	16,608	388,802
	医療職(1)	413,976	5,417	72,599	491,992	355,937	847,929
	医療職(2)	321,874	9,652	9,791	341,317	7,701	349,018
	医療職(3)	339,578	10,196	7,125	356,899	5,279	362,178
	学校栄養職員	293,105	789	7,285	301,179	5,770	306,949
	学校事務職員	297,745	5,500	7,271	310,516	6,696	317,212
	計	326,867	9,703	15,072	351,642	15,832	367,474
教育職員	高等学校等教育職員	379,882	8,978	13,390	402,250	9,392	411,642
	県立中学校教育職員	349,736	8,463	13,476	371,675	13,287	384,962
	市町村立小・中学校等 教育職員	345,690	6,776	9,761	362,227	13,597	375,824
	計	356,690	7,495	10,952	375,137	12,246	387,383
警察官		321,802	14,430	14,666	350,898	8,858	359,756

令和3年4月	全	341,912	9,322	12,843	364,077	12,831	376,908
	行政職	328,838	10,320	16,069	355,227	14,717	369,944

(注) 給料には、「給料の調整額」、「教職調整額等」を含む。

## イ 民間の給与

### (7) 職種別民間給与実態調査の概要

令和4年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

#### (3) 調査の範囲

##### ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所252事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

##### イ 調査対象職種

54職種（うち行政職相当職種22職種 その他の職種32職種）

#### (4) 調査対象の抽出

##### ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を、組織、規模、産業により15層に分類し、これらから118事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、(イ) 産業別、規模別調査事業所数のとおりである。

##### イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

#### (5) 集 計

##### ア 調査実人員

初任給関係382人（行政職に相当する調査実人員373人）、初任給関係以外の調査職種4,836人（行政職に相当する調査実人員4,416人）である。

（調査職種該当者（母集団）の推定数は12,917人であり、行政職に相当するものは11,363人である。）

##### イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。



(イ) 産業別、規模別調査事業所数

規 模 業 業	規 模 計	事 業 所 規 模					企 業 規 模		
		500人以上	300人以上 500人未満	200人以上 300人未満	100人以上 200人未満	50人以上 100人未満	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	93	6	7	2	36	42	35	44	14
農業、林業、漁業、 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	6	1	-	-	2	3	2	2	2
製 造 業	46	4	2	1	17	22	12	27	7
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	16	-	2	1	5	8	9	3	4
卸 売 業、小 売 業	4	1	-	-	2	1	1	2	1
金 融 業、保 険 業、 不動産業、物品賃貸業	5	-	1	-	3	1	3	2	-
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業	16	-	2	-	7	7	8	8	-

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が13所あった。

2 調査対象事業所118所に占める調査完了事業所105所の割合（調査完了率）は、89.0%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

(ウ) 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位：円)

職 種	学 歴	企業規模計	企業規模別		
			500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員・技術者計	大学卒	218,500	222,656	205,905	※ 185,410
	短大卒	193,025	※ 189,540	※ 196,552	※ 191,153
	高校卒	169,841	※ 168,418	170,638	169,036

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 3 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

(工) 職種別、学歴別給与額等

職種名	調査実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)		
事業 務 ・ 技 術 関 係 種	支店長	4	54.8	732,362	21	732,341	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	52.9	741,553	-	741,553	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	X	X	X	X	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	12	53.2	638,740	-	638,740	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	5	53.4	794,846	-	794,846	
	短大卒	2	60.8	586,913	-	586,913	
	高校卒	5	49.8	520,363	-	520,363	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	124	53.5	587,630	2,173	585,457	・2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	83	53.4	616,819	581	616,238	
	短大卒	13	53.6	498,964	1,408	497,556	
	高校卒	28	53.4	551,312	6,898	544,414	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	88	54.4	668,673	1,747	666,926	同 上
	大学卒	63	54.3	710,349	2,218	708,131	
	短大卒	9	53.7	559,332	854	558,478	
	高校卒	16	55.0	585,005	610	584,395	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	76	51.8	543,338	326	543,012	・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・中間職(部長一課長間)	
大学卒	65	51.4	557,265	147	557,118		
短大卒	5	53.2	584,733	2,484	582,249		
高校卒	6	54.0	404,571	146	404,425		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	24	52.1	558,884	5,866	553,018	同 上	
大学卒	16	52.9	576,485	2,625	573,860		
短大卒	2	48.5	516,430	43,711	472,719		
高校卒	6	51.5	535,608	2,794	532,814		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	296	49.8	500,787	4,061	496,726	・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	205	48.8	525,916	3,804	522,112		
短大卒	27	52.3	450,044	3,823	446,221		
高校卒	64	51.7	452,479	4,857	447,622		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	243	51.1	562,732	6,124	556,608	同 上	
大学卒	145	51.0	583,369	3,508	579,861		
短大卒	28	51.6	563,416	6,750	556,666		
高校卒	70	51.2	520,411	11,203	509,208		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び令和4年4月分平均支給額をXとしている。

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置づけられる者をいう。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
			き ま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事務課長代理	248	47.8	449,294	18,722	430,572	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前記課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者</li> <li>・課長に直属し部下4人以上を有する者</li> <li>・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職</li> <li>・中間職（課長一係長間）</li> </ul>	
	大学卒	196	47.0	454,658	21,885		432,773
	短大卒	16	51.9	436,849	22,409		414,440
	高校卒	36	50.1	429,571	3,697		425,874
	中学卒	-	-	-	-		-
技術課長代理	137	51.0	544,441	60,890	483,551	同 上	
	大学卒	88	50.1	548,108	65,442		482,666
	短大卒	23	51.1	534,058	74,653		459,405
	高校卒	25	53.6	537,082	36,872		500,210
	中学卒	1	X	X	X		X
事務係長	189	46.0	402,747	32,157	370,590	係の長及び係長級専門職	
	大学卒	109	44.2	388,775	29,630		359,145
	短大卒	21	44.4	360,829	32,002		328,827
	高校卒	58	50.0	444,263	37,207		407,056
	中学卒	1	X	X	X		X
技術係長	254	46.9	503,785	80,362	423,423	同 上	
	大学卒	100	42.8	466,665	68,372		398,293
	短大卒	32	49.1	504,442	72,440		432,002
	高校卒	122	49.4	532,396	91,864		440,532
	中学卒	-	-	-	-		-
事務主任	250	45.6	360,463	34,116	326,347	<ul style="list-style-type: none"> <li>・係長等のいる事業所における主任</li> <li>・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者</li> <li>・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任</li> <li>・中間職（係長一係員間）</li> </ul>	
	大学卒	127	43.1	362,429	34,189		328,240
	短大卒	43	48.0	373,316	38,502		334,814
	高校卒	80	48.1	351,826	32,008		319,818
	中学卒	-	-	-	-		-
技術主任	315	45.6	498,684	74,608	424,076	同 上	
	大学卒	113	39.7	463,743	86,025		377,718
	短大卒	38	45.1	522,095	100,703		421,392
	高校卒	164	49.1	513,100	62,341		450,759
	中学卒	-	-	-	-		-
事務係員	1,110	37.6	296,997	28,205	268,792		
	大学卒	570	34.5	302,850	33,763		269,087
	短大卒	208	40.4	287,352	24,470		262,882
	高校卒	331	41.2	293,541	21,114		272,427
	中学卒	1	X	X	X		X
技術係員	1,046	32.4	332,958	56,248	276,710		
	大学卒	422	33.3	345,053	56,065		288,988
	短大卒	156	32.8	341,299	62,113		279,186
	高校卒	467	31.7	320,784	54,123		266,661
	中学卒	1	X	X	X		X

(注) 1 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置づけられる者をいう。

2 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置づけられる者をいう。